

5 保健医療サービスの推進2（精神保健）

精神障がい者及び地域において様々な精神的危機にある者に対し援助活動を行い、精神障がい者の早期発見・早期治療に資するとともに、社会復帰の促進及び地域住民の精神的健康の保持増進を図る。

また、精神障がいに対する適正な医療の確保を図り、社会復帰及び社会参加を促進するため社会復帰相談指導事業及び社会復帰通所訓練事業を実施するとともに、精神障がい者に対する正しい知識と理解が得られるよう普及啓発活動を推進する。

（1）精神保健知識の普及・啓発

【事業の目的・内容】

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 広報紙掲載とこころの健康づくり講座（平成25年度予算：445千円）

精神保健に関するテーマを決めて広報紙に掲載し、精神保健に関する正しい知識の普及と啓発を図ることにより、地域住民の精神障がい者に対する差別や偏見を軽減するために実施している。また、広報紙に執筆した精神科医師等が同じテーマで講話をしており、テーマは、統合失調症、うつ病、アルコール等についてであった。

事業実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
掲載回数	5	5	5	5	5
講座回数	4	4	4	4	5
参加者数	126	157	154	154	193

② 地区組織等健康教育

精神保健について正しく理解してもらうため、地区組織（民生委員等）を対象に健康教育を実施している。

事業実施状況

（ ）内は出前福祉講座再掲

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施回数	8（7）	10（7）	14（9）	26（16）	17（10）
参加者数	364 (314)	315 (172)	861 (273)	1222 (355)	653 (258)

③ アルコールに関する健康教育（平成20年度開始 平成25年度予算：160千円）

平成16年度からモデル事業として、未成年者の飲酒を防止することを目的に学校保健と連携を図りながら、授業の一環として小学6年生を対象にアルコールに関する正しい知識の普及と啓発を行ってきた。また、平成18年度は、小学校での実施に加え、地区まつり等のイベントに参加し、未成年者とその保護者を対象に飲酒防止の正しい知識の普及・啓発を行った。20年度からは小中学校を対象に出前講座として募集し、実施している。

事業実施状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
小中学校での 健康教育	実施校	4校	6校	7校	6校	7校
	受講児童数	445名	641名	450名	592名	622名

(2) 精神保健福祉相談

【事業の目的・内容】

精神障がいなどに関する不安や悩みなどの相談及び家族への知識の普及啓発を図り、理解を深めることを目的として事業を実施している。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

① 精神保健援助対象者の状況

ア 援助者の状況（実人員）

	H20年度		H21年度		H22年度		H23年度		H24年度	
	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
援助を求めてきたもの	190	251	171	270	185	137	191	173	206	183
援助を必要と認めたもの	21	32	10	38	12	20	16	20	27	31
小計	211	283	181	308	197	157	207	193	233	214
合計	494		489		354		400		447	

※ 平成18年度より実際に援助した者についてのみ計上する。対象として台帳にのせるも、実質的に援助しなかった者は計上していない。

イ 問題内容別状況（主訴による分類）

（ ）内は新規再掲

主訴分類	人数	主訴分類	人数
精神障がいに基づくもの	269 (146)	発達・発育上の問題	3 (0)
精神障がいの疑い	33 (12)	不登校	2 (1)
精神障がいへの対応	224 (129)	不登校以外の学校生活問題	0 (0)
精神障がいのリハビリ	9 (4)	非行・反社会的行動	1 (0)
年金・手帳等	3 (1)	虐待問題	3 (1)
神経症的悩み	130 (66)	職場・仕事に関する悩み	3 (1)
不安・こだわりの訴え	72 (39)	家庭・家族の問題	10 (6)
抑うつ・落ち込みの訴え	31 (11)	性の問題	0 (0)
生き方・性格・対人関係	27 (16)	老人問題	2 (0)
嗜好の問題	13 (6)	その他	11 (6)
アルコール相談	12 (5)	(再掲)ひきこもりに関するもの	0 (0)
薬物依存	0 (0)	合計	447 (233)
食行動	1 (1)		
その他	0 (0)		

ウ 診断分類別状況（病名による分類）

（ ）内は新規再掲

診断分類	人数	診断分類	人数
1 症状性を含む器質性精神障がい	23 (7)	5 神経性障がい・ストレス関連障がい等	32 (17)
認知症	13 (2)	恐怖症性不安障がい	3 (2)
せん妄	0 (0)	全般性不安障がい	4 (1)
てんかん	6 (2)	強迫性障がい（強迫神経症）	7 (4)
その他	4 (3)	解離性・転換性障がい（ヒステリー）	6 (0)
2 精神作用物質使用による精神・行動の障がい	13 (13)	身体表現性障がい（心身症）	4 (3)
急性中毒	0 (0)	その他	8 (7)
依存症候群	10 (10)	6 生理的障がい・身体的要因に関連した行動症候群	5 (4)
精神病性障がい	2 (2)	摂食障がい	5 (4)
その他	1 (1)	睡眠障がい（非器質性）	0 (0)
3 統合失調症・統合失調型障がい・妄想性障がい	145 (60)	性機能不全	0 (0)
統合失調症	128 (52)	その他	0 (0)
統合失調症型障がい	0 (0)	7 成人の人格・行動の障がい	13 (6)
妄想性障がい	13 (7)	特定の人格	12 (5)
心因反応	2 (1)	習慣・行動の障がい	0 (0)
その他	2 (0)	性同一性障がい	0 (0)
4 気分（感情）障がい	91 (40)	その他	1 (1)
躁病（躁状態）	0 (0)	8 精神遅滞	18 (12)
うつ病（うつ状態）	65 (34)	9 心理的発達の障がい	6 (6)
躁うつ病（双極性感情障がい）	21 (5)	10 小児期・青年期に通常発症する行動・情緒の障がい	1 (1)
その他	5 (1)	11 精神障がいのレベルに該当しない	10 (8)
		12 不明・保留	90 (59)
		合 計	447 (233)

② 電話・面接・家庭訪問状況（精神保健福祉相談は除く）

保健師による年度別電話・面接・家庭訪問状況

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
電 話	880	1,148	1,817	2,170	3,060
面 接	348	341	346	467	708
家庭訪問	296	355	331	373	444
合 計	1,524	1,844	2,494	3,010	4,212

※ 面接には毎日相談を含む。

③ 精神保健福祉相談（こころの健康相談）（平成8年度開始 平成25年度予算：1,020千円）

毎月第2・4水曜日（13：30～16：00）予約制

精神障がい等に関する不安や悩み等の相談及び家族の知識の普及を図り、理解を深めるために、医師会の精神科医師及び精神保健福祉士による相談を実施している。

事業実施状況

	平20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施回数	24	25	20	23	24
相談者数	86	62	63	63	78

(3) アルコール関連相談事業の実施（平成8年度開始 平成25年度予算：100千円）

【事業の目的・内容】

アルコール関連問題について、断酒会をとおして、アルコール問題に関する相談事業を実施するとともに、適正飲酒やアルコール関連問題の正しい知識の普及啓発を図る。

また、こころの健康を考える会において、アルコールを含む嗜癖問題で悩んだり、生きづらさを感じている市民が、心の安定を得て、成長・回復するための一助とすることを目的にミーティングを行う。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条	保健予防課保健対策グループ

《実績》

ア 断酒会による相談事業 ※市内4か所で実施

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
相談会開催数	12回×4か所	12回×4か所	12回×4か所	12回×4か所
相談件数	142件	147件	196件	187件

イ こころの健康を考える会 ※毎月第4金曜（14:30～16:00）に実施

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
こころの健康 を考える会	ミーティング回	12	12	12	12	12
	参加者数	39	29	27	29	19

(4) 精神保健福祉受理会議の開催

【事業の目的・内容】

事例の共有、面接技術の習得・援助方針の見直しを行う。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第47条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

- こころの健康づくり意識調査
(20～60歳代の男女4,000人に調査票発送。回収率45%)
- 予防週間キャンペーン事業(メッセージ入りティッシュの配布)
- ・平成20年度
 - 連絡会議 開催回数2回 参加者 : 45名
 - ネットワーク会議 開催回数3回 参加者 : 61名
 - うつスクリーニング事業(50歳男性 3,205人に郵送 回収率37.8%)
 - 自殺対策講演会(県と共催)
 - 開催回数2回 参加者 : 600名
 - ・平成21年度
 - 予防週間キャンペーン事業(メッセージ入りティッシュの配布)
 - ネットワーク会議 開催回数2回
 - うつスクリーニング事業(50歳男性 3,215人に郵送 回収率37.6%)
 - 相談窓口従事者説明会・研修会
 - 開催回数1回 参加者 : 30名
 - 自殺対策講演会・自殺対策フォーラム(県と共催)
 - 開催回数2回 参加者 : 400名
 - 予防週間キャンペーン事業
(ティッシュの配布・庁内放送・広報うつのみや掲載等)
 - ・平成22年度
 - ネットワーク会議 開催回数2回
 - うつスクリーニング事業(50歳男性 3,062人に郵送 回収率30.9%)
 - 24時間電話相談(前期9/10～9/30, 後期11/15～12/31), 面接相談(12/18, 1/15の2日)
 - 相談窓口従事者説明会・研修会
 - 開催回数1回 参加者 : 32名
 - 自殺対策講演会(県と共催, 自殺対策演劇H22.7.31)
 - 開催回数1回 参加者 : 400名
 - 自殺対策フォーラムは東日本大震災のため中止
 - 自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発
(JR宇都宮駅街頭キャンペーン大島敦副大臣(自殺対策タスクフォース構成員等)が参加, ティッシュの配布・庁内放送・広報うつのみや掲載等)
 - 普及啓発 相談窓口一覧のリーフレット配布
 - うつ予防教室 3回1コース 延べ40人
 - ・平成23年度
 - ネットワーク会議 開催回数2回
 - 庁内連絡会議 開催回数1回
 - うつスクリーニング事業(50歳男性 2999人に郵送 回収率30.8%)
 - 24時間電話相談(前期9/10～12/31)
 - 相談窓口従事者説明会・研修会
 - 開催回数1回 参加者 : 24名
 - ゲートキーパー研修会 開催回数1回 参加者 : 91名

自殺対策講演会(県と共催)

開催回数1回 参加者 : 200名

自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発

(JR宇都宮駅街頭キャンペーンティッシュの配布・パネル展・市内放送・広報うつのみや、フリーペーパー掲載等)

普及啓発 バス広告・横断幕,のぼり旗設置・自殺予防ガイドブック
全戸配布(12月)・相談窓口一覧のファイル配布

家族のためのうつ病教室 3回1コース 延べ32名

・平成24年度

ネットワーク会議 開催回数2回

市内連絡会議 開催回数1回

うつスクリーニング事業(50歳男性3,196人に郵送 回収率25.0%)
24時間電話相談(前期9/10~12/31)

こころの健康づくり・自殺に関する意識調査
(20~60歳代市民4,000人に郵送 回収率36.5%)

相談窓口従事者説明会・研修会

開催回数1回 参加者 : 35名

保健福祉部内 気づきの研修会

開催回数1回 参加者 : 44名

ゲートキーパー研修会 開催回数2回 参加者 : 257名

自殺対策講演会(県と共催)

開催回数1回 参加者 : 174名

自殺予防週間・自殺対策強化月間の啓発

(JR宇都宮駅街頭キャンペーンティッシュの配布・パネル展・市内放送・広報うつのみや、フリーペーパー掲載等)

普及啓発 内科診療所等338か所への啓発用ポスターの配布
相談窓口一覧のファイル配布

家族のためのうつ病教室 3回1コース 延べ23名

(7) 精神障がい者への支援

(平成8年度開始)

【事業の目的・内容】

回復途上にある精神障がい者が、グループワークなどを通じて能力に応じた社会適応ができるよう、自主活動の患者会を支援する。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》毎月第1・3水曜(10:00~15:00)

・患者会支援の状況(活動内容:花見・食事会・話し合い等)

平成13年度までは患者会として事業を実施し、創作活動・旅行等の活動を行っていたが、平成14年度からは、ボランティアの協力を得ながら自主活動とし実施している。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施回数	24	24	23	24	24
出席者数	71	67	72	88	103

(8) 家族への支援（平成8年度開始 平成25年度予算：273千円

うち79千円 国 地域生活支援事業補助

39千円 県 地域生活支援事業補助)

【事業の目的・内容】

家族が患者についての理解を深めるとともに、家族の持つ悩みや課題解決に向け援助を行う。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第46条 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領	保健予防課保健対策グループ

《実績》

- ① 家族会の状況 毎月第3木曜（13：30～15：30）、家族相談会は原則第1木曜と第3木曜
活動内容は、話し合い・施設見学・医師の講話等

事業実施状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
例会	実施回数	12	12	12	12	12
	出席者数	88	131	82	66	148
家族相談会	実施回数	2	10	10	10	20
	出席者数	2	12	14	14	7
啓発活動	実施回数	1	1	1	1	1
	出席者数	51	65	69	92	43

※ 平成20年度から、普及啓発活動を実施している。

※ 平成24年度から家族会の名称を宇都宮地区精神障がい者援護会から「宇都宮精神保健福祉会」と変更し活動。

- ② 家族教室の状況 4回1コース（13：30～15：30）

統合失調症を正しく理解し、患者とどう付き合い家族として何ができるかを4回コースとして学習する。1「病気を正しく理解する」、2「患者との接し方」、3「生活障がいと社会資源の活用」、4「家族ができること」「家族会の模擬体験」の内容で実施した。

事業実施状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
実施回数	5	5	5	5	4
出席者数	65	52	55	48	53

※ 平成17年度からは4回1コースで実施してきたが、平成20年度から家族会の模擬体験を取り入れ年5回実施に、平成24年度から4・5回分の内容をまとめ4回コースとして実施

(9) 精神障がい者社会適応訓練事業

【事業の目的・内容】

精神障がい者を一定期間協力事業所に通わせ、日常生活での集中力、適切な人間関係、環境への適応能力等を養うための社会適応訓練を行うことを目的に、保健所では、協力事業所の登録や対象者からの申し込みを受け、その状況を調査する業務を県の委託をうけて行っていたが、精神保健福祉法の改正により、平成24年度から廃止となる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第50条 栃木県精神障害者社会適応訓練事業実施要綱	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

通院精神障がい者リハビリテーション事業の実施状況

区 分	訓練延日数	訓練実施者数		協力事業者数	
		前 期	後 期	前 期	後 期
平成20年度	326	4	3	1	1
平成21年度	117	1	0	1	0
平成22年度	0	0	0	0	0
平成23年度	0	0	0	0	0

(10) 警察等からの通報に関する業務の実施

【事業の目的・内容】

警察官等や市民からの「自身を傷つけ、又は他人に害を及ぼすおそれがある」等との通報や申請に基づき、その状況を調査し、指定医による診察を行い、その結果入院が必要と認められた場合、法第29条の規定により県知事の権限で入院措置をとる。

市では、保健所が通報を受理し県へ連絡するとともに、知事から委託された、調査及び指定医診察の実施、立会い、通知、告知等の業務を行っている。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第29条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 通報等の処理状況（平成24年度）

区 分	通報等 件 数	夜間休日 通報件数	調 査	措置入院不要		措置入院
				緊急入院 不 要	措置入院 不 要	
一般の申請23条	1	0	1	0	0	1
警察官通報24条	134	93	41	56	15	62
検察官通報25条	4	0	4	0	2	2
その他	17	0	17	0	17	0
合 計	156	93	63	56	34	65

② 通報件数と措置入院患者の状況

区 分	23条申請件数	24条通報件数	25条通報件数	その他	措置入院患者数
平成20年度	1	83	6	9	49
平成21年度	2	74	5	9	37
平成22年度	2	94	11	26	47
平成23年度	1	80	12	19	48
平成24年度	1	134	4	17	65

(11) 医療保護入院

【事業の目的・内容】

病識を有しない患者を治療につなげるため、保護者の同意と指定医の診察で本人の同意を得ることなく入院させる。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
精神保健福祉法第33条	保健予防課保健対策グループ

《実 績》

① 医療保護入院・応急入院・仮入院届出状況

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医療 保護 入院	保護者の同意による入院届出数	462	486	462	472	442
	扶養義務者の同意による入院届出数	155	177	178	143	147
	退院届出数	471	509	478	465	483
応急入院届出数		2	1	1	3	3
仮入院届出数		0	0	0	0	0

② 医療保護入院に際して市長が行う入院同意（市長同意）実施状況

保護者がいない場合、または、これらの保護者がその義務を行うことができない精神障がい者が精神保健指定医による診察の結果、医療保護入院の必要があると認められたときは市長が保護者となり入院に同意する。

入院同意書交付状況

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
27	42	36	25	40	43

(12) 精神科病院の实地指導

【事業の目的・内容】

精神保健福祉法の制度の適切な運用を確保し、患者の人権に資する。

根拠法令等	主管課・グループ
精神保健福祉法第38条の6	保健予防課保健対策グループ

《実績》

市内7精神科病院の实地審査数 21人（措置入院患者 10人）